

病状説明や相談の実施時間について

患者さん・ご家族への病状説明や相談は原則として診療時間内にさせていただきます。

今般、厚生労働省から「医療従事者の労働時間短縮に向けた緊急的取組」対策に関する指針に基づき、今後当院において、患者さん・ご家族への手術や病状・治療方針などの説明及び相談は原則として診療時間内(月～金曜日 8:30～17:00、第1・4土曜日 8:30～12:30)にさせていただきます。

なお、病状の急な変化や担当者の業務等により診療時間外の説明が必要な場合はこの限りではありません。

何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

平成31年1月8日
富士見高原病院 院長